

中国地区公共図書館間相互貸借規程

鳥取県公共図書館協議会
島根県公共図書館協議会
岡山県図書館協会
広島県公共図書館協会
山口県図書館協会

(目的)

第1条 中国地区各公共図書館は、図書館法第3条第1項の趣旨にのっとり図書館資料（以下「資料」という。）の相互貸借を行う。

(資料の範囲)

第2条 相互貸借を行う資料の範囲は、貸出館（以下「甲」という。）の利用規程等に定めるところによる。

(資料の数)

第3条 同時に貸借できる資料の数は、甲の裁量の範囲とする。

(貸借期間)

第4条 資料の貸借期間は、輸送日を含めて30日以内とする。

- 2 借受期間の延長を要するときは、期限前にその旨を申し込まなければならない。
ただし、延長期間は甲の裁量の範囲内とする。
- 3 借受期間中でも、甲から資料の返納を求められたときは、ただちに返納しなければならない。

(貸借の手続き)

第5条 借受館（以下「乙」という。）は、資料相互貸借申込書（別紙様式）に必要事項を記入して甲に申し込むものとする。

- 2 貸借資料を発送する時は、荷造りを厳重に行い、郵便小包等貸出館の指定する安全かつ確実な方法で行う。
- 3 乙の申し込みに応じられないときは、甲はその旨を通知しなければならない。

4 削除

5 削除

6 削除

第6条 削除

(経費)

第7条 相互貸借に伴う経費は原則として、貸出時は甲、返却時は乙の負担とする。

第8条 資料入手後借受期間中の管理については、乙が一切の責任を負うものとする。

第9条 削除

(規程の改正)

第10条 この規程を改正する場合は、各県の協会長の協議によって定める。

附 則 この規程は昭和41年11月1日から施行する。

平成5年8月10日改正

平成5年8月10日から施行する。

平成13年10月16日改正

平成13年10月16日から施行する。

中国地区公共図書館間相互貸借申込書

年 月 日

図書館長 殿

所在地：〒

館 名：

担当者：

電 話：

F A X：

下記資料の貸出を申込みます。

記

書 名	著 者 名	備 考

通信欄

以上 冊です。

貸出館処理

受付	年	月	日
発送	年	月	日
受領	年	月	日
備考			